

社保審「第 29 回 医療部会」 医療法等改正法案について議論

2013/6/20

社会保障審議会医療部会は6月20日、2013年度に入って初めての会合を開き、永井良三・自治医科大学学長を部会長に選出。会合では、医療法等の一部を改正する法律案等について議論が行われた。



まず事務局は、同法案の概要として、下記 12 点の検討状況を説明した——①病床の機能分化・連携の推進

(医療法関係)、②在宅医療の推進 (医療法関係)、③特定機能病院の承認の更新制の導入 (医療法関係)、④医師確保対策〔地域医療支援センター (仮称) の設置〕 (医療法関係)、⑤看護職員確保対策 (看護師等確保促進法関係)、⑥医療機関における勤務環境の改善 (医療法関係)、⑦チーム医療の推進、⑧医療事故に係る調査の仕組み等の整備 (医療法関係)、⑨臨床研究の推進 (医療法関係)、⑩外国医師等の臨床修練制度の見直し、⑪歯科技工士国家試験の見直し (歯科技工士法関係)、⑫持分なし医療法人への移行の促進 (医療法等一部改正法関係)。

このうち①病床の機能分化・連携の推進について事務局は、「病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会」で検討中の報告制度、及び同制度で報告された病床機能情報等を活用して都道府県が二次医療圏ごとに医療提供体制の目指すべき姿 (地域医療ビジョン) を策定するという 2 つの大きな柱を説明。そして、報告制度の導入と地域医療ビジョン策定までの流れとしては、報告制度の内容が本年 6 月を目途に取りまとめられたのち、国は地域医療ビジョンに関するガイドラインを作成する検討会を設置。その後、本年度後半から検討を行った上で 2014 年度前半にガイドラインを公表し、報告制度は 2014 年度後半から運用開始——というスケジュール案を明らかにした。

これに対し、西澤寛俊委員 (全日本病院協会会長) は、「本来、実際に報告制度の運用が開始され、その報告された情報を国が分析した上で地域医療ビジョンに関するガイドラインが作成されるという順序であったが、同スケジュール案では、報告された内容を活用しないでガイドラインを作成するという流れになっている」といった問題点を指摘し、事務局にスケジュール案を再考するよう求めた。中川俊男委員 (日本医師会副会長) も、西澤委員の意見に同調するような形で、「報告制度の運用開始前にガイドラインが作成されるという流れは、どう考えてもおかしい。なぜ、拙速に急ぐのか」と問いただした。事務局は「社会保障制度改革国民会議において、地域医療ビジョン策定の前倒しを求める意見があったことを踏まえてのスケジュール案。示した流れで進めることができていると考えている」などと回答したものの、中川委員は「全然、説得力がない」と応じる場面も見られた。

議論ではその他に、③特定機能病院の更新制導入について賛成の意見が複数の委員から寄せられた他、②在宅医療の推進については、「理念ばかりでなく、高齢化の地域差といった現状を踏まえた上での検討が必要」といった意見が出された。

医療法等改正法案については、今後も引き続き検討を行う。次回の開催日時は未定。